

繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に

向けた自主行動計画（第 6 版）

制定 平成 29 年 3 月 1 日

改訂 平成 30 年 7 月 24 日

平成 31 年 4 月 26 日

令和 3 年 9 月 10 日

令和 4 年 8 月 26 日

令和 5 年 7 月 10 日

日本繊維産業連盟
繊維産業流通構造改革推進協議会

繊維業界は経済産業省が策定した「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき、取引の適正化に努めてきた。日本繊維産業連盟及び繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、「両団体」という。）は、これまでの当該ガイドラインに基づく取引適正化の取組みを一層進めるべく、自主行動計画を策定する。

繊維業界は、紡績や製糸、製織・編立、染色・加工、縫製、アパレル及び小売といった長いサプライチェーンを有しており、サプライチェーン全体での取引の適正化が産業全体の競争力強化に寄与するものであり、サプライチェーンを構成する各事業者がその重要性を理解し、不断に努力を行うことが求められる。

また、OECDにおいても、「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス」を策定・公表されたこと等、これら「責任あるサプライチェーン」に係る国際的潮流を踏まえ、取引を行う事業者は自社に至るまでのサプライチェーン全体における法令遵守、適正な取引条件や労働環境等の確保について、十分な確認と考慮をすべき社会的責任が求められる。

さらに、働き方改革関連法が施行されたことにより、特に人手不足が深刻化している中小・零細企業にとって、「魅力ある職場づくり」による「人材の確保」そして「業績の向上」「利益増」に繋がっていくための環境の整備が求められている。

このような考えの下、両団体は経済産業大臣の掲げる政策「未来志向型の取引慣行に

向けて」や、その一環として改正された下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請代金法」という。）に関する運用基準、下請中小企業振興法（以下、「下請振興法」という。）に基づく振興基準及び下請代金の支払手段に関する通達等を踏まえ、適正取引の推進を一層進めるため、サプライチェーン全体の取引適正化に向けた活動を充実すべく「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定することとした。この自主行動計画は、取引を行う事業者双方の「適正取引」、「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を普及・定着させる観点から、合理的な価格決定、コスト負担の適正化、支払条件の改善、生産性の向上等に関する今後の取組みを表明するものである。

両団体は、サプライチェーン全体への適正取引の浸透に努めるとともに、この自主行動計画の遵守状況を定期的にフォローアップし、確実な実行を担保することで繊維業界の適正取引が浸透するよう取組みを進める。

I. 適正取引の推進に関する取組み

1. 合理的な価格決定のための取組み

- 消費者が求める品質・価格でものづくりを行い、繊維業界全体としての競争力を高めるためには、各工程において取引数量、納期、品質等の条件、材料費、労務費、物流費等について関係者で協議をした上で、合理的な価格決定が行われることが不可欠である。しかしながら、各事業者間の取引においては、歩引きや理由なき返品、受領拒否等の非合理的な取引により、負担が偏っている場合がある。そのため、下請振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準やガイドライン等を踏まえ、取引先と十分に適正な利益配分並びに非合理的な取引を排除すべく協議を行った上、適正に価格を決定する。
- 発注者は、発注工賃をはじめとする取引条件について、個人事業主を含む受注者（以下、「受注者」という。）に付加価値に応じて適正に利益が配分され、従業員（外国人技能実習生を含む。）の適正な賃金・労働環境、事業の持続可能性等を確保することができる水準となるよう十分考慮した上で、受注者と適正な発注工賃等の取引条件について協議を行った上で、適正に価格を決定する。

また、発注者は、受注者からエネルギーコストの上昇や最低賃金の引上げによる労務費の増加といった、原価の増加による取引条件の見直しの要請があった場合、上記と同様に、受注者の適正な賃金・労働環境、事業の持続可能性の確保を十分に考慮し、受注者と十分に協議を行った上、適正に価格を決定する。

- 発注者は、生産に必要なリードタイムを考慮し、受注者と十分に協議を行った上で取引価格等を決定する。

(実施事項)

以下の点を遵守し、「責任あるサプライチェーン」に係る国際的な潮流を踏まえつつ、合理的な価格決定のための取組みを行う。

- ・両団体は、合理的な価格決定のための取組みを進めるため、繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、「SCM推進協議会」という。）が定めるTAプロジェクト取引ガイドライン（以下、「TAガイドライン」という。）について、必要な改定と関係各社向け説明会を開催する。改定内容は、更なる取引適正化を進めるため、取引要件かサービス業務なのかの区分を明確にすること、引取義務の徹底、サンプル作成にかかわる費用負担、発注者の都合により発生する業務上の費用等に関する事項についてである。
- ・SCM推進協議会が行った「歩引き」取引廃止宣言と理念を踏まえ、歩引き取引の廃止に向けて、両団体に所属する法人企業及び団体に所属している企業（以下、「会員企業」という。）は、自らの取引先と協議し取引適正化を行う。
- ・取引に係る数量、納期、価格等の条件について、当該事業者間での責任の明確化が図られるよう、取引先と十分に協議を行った上で、契約書等の書面化を徹底する。
- ・受注者から経済情勢に大きな変化やエネルギーコストの上昇、人手不足、最低賃金の引上げ等に伴う取引価格をはじめとする取引条件の見直しの要請があった場合には、これらの影響を勘案し、事業者間で十分に協議を行った上で取引価格等を決定する。
- ・その他材料費の大幅な変動や物流費の高騰等、経済情勢に大きな変化が生じた際には、必要に応じて、取引先と協議し、取引価格等の見直しを検討する。
- ・発注者は仕入価格の低減要請を行う際は、その根拠を明確にし、受注者と十分に協議を行う。
- ・発注者は仕入価格の低減要請を行うに際して、文書や記録を残さずに口頭で数値目標のみを提示しての要請、原価低減の根拠やアイデアを受注者に丸投げするような要請、発注継続の前提を示唆した要請は、下請振興法に基づく振興基準において親事業者が留意すべき事項とされており、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請を行わないことを徹底する。
- ・発注者は原価低減活動の効果を十分に確認して取引価格に反映させる。また、受注者の貢献がある場合は、その貢献度も踏まえて取引価格を決定することとし、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引価格に反映することは行わないことを徹底する。

- ・縫製については、事業者間において、工賃の適正化による持続可能な取引を進めて行くため、必要な作業工程・時間に基づき目安となる工賃の算出手段として「縫製工賃交渉支援クラウドサービス」(A C C Tシステム)等を活用するなど、適正な工賃の協議を行った上で決定する。
- ・発注者は、通常必要な生産リードタイムを確保できない短納期発注等を行う場合、追加費用等について発注側が適正に負担するなど、円滑な価格転嫁が行えるよう努める。

2. コスト負担の適正化のための取組み

- 繊維産業では、季節ごとに新たな商品展開が行われるため、受注者に対する厳しい納期が求められ、指定納期に指定場所へ納品するため、完成品を受注者が保管するという倉庫機能を負わされるケースがある。また、気候の変化等に応じた追加発注等に対する生地在庫の確保等による倉庫管理等の負担も生じている。これらのコスト負担は、一方的に受注者が負担すべきものではなく、川上から川下までの繊維産業のサプライチェーンを構成する各社が相応に負担すべき管理コストであることから、コスト負担の適正化・改善に取り組んでいく。発注者（特に大企業）は、自身の働き方改革による受注者へのしわ寄せ等の影響がないよう、受注者の働き方改革を阻害し、不利益となる取引や要請は行わないよう努める。

(実施事項)

以下の点を遵守し、取引企業間での管理コスト負担の適正化・改善に取り組む。

- ・S C M推進協議会は、管理コスト負担の適正化・改善を進めるため、T Aガイドラインの必要な改定を行うとともに、関係各社向けの説明会を開催する。
- ・会員企業は、引取期日を過ぎた在庫保管等に対するコスト負担について、T Aガイドラインを遵守し、適正なコスト負担について関係する事業者間で協議を行った上で取り決める。
- ・取引に係る数量、納期、価格等の条件について、当該事業者間での責任の明確化が図られるよう、取引先と十分に協議を行った上で、契約書等の書面化を徹底する（再掲）。
- ・完成品の引取り時期の未確定や追加発注に備えた材料確保による倉庫の負担、補給品等の追加発注による新たな生産コストの発生等の可能性がある取引に関しては、在庫の確保等に関する期限を定めるなど、受注者に過度な負担が生じないよう、十分に協議を行った上で取り決める。
- ・自己都合による理由なき返品、製造委託した商品の受領拒否、及び不当な販売

員や協賛金等の経済上の利益の提供要請など、一方的に受注者に対してコスト負担を強いることがないよう、徹底する。

- ・発注者は、自らの取引に起因して受注者が労使協定を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金未払いなど、労働基準関係法令に違反することがないよう十分配慮する。また、やむを得ず短納期又は追加の発注、追加の仕様変更などを行なう場合には、発注者が適正なコストを負担する。

3. 支払条件の改善のための取組み

- 令和3年3月31日付通達「下請代金の支払手段について」において、発注者による下請代金の支払いについて、①下請代金の支払いは出来る限り現金によるものとする、②手形等により下請代金を支払う場合においては、現金化にかかる割引料のコストが受注者の負担にならないよう、これを勘案した下請代金の額を発注者と受注者が十分協議し決定する、③発注代金の支払いサイトは60日以内とする、とされていることから、可能な限り速やかに実施する。
- 会員企業、特に大企業は、本通達の主旨を尊重し、率先して取り組むとともに、下請法対象外の取引や業種間をまたぐ取引においても実施し、サプライチェーン全体での取り組みを進める。

(実施事項)

以下の点を念頭に、下請代金の支払方法の改善を進める。

- ・ 下請代金の支払いを出来る限り現金払いとするよう努める。
- ・ 現金払いが難しい場合、「約束手形」は電子記録債権に移行するよう努め、令和8年を目途に廃止する方向で取り組む。
- ・ 両団体に加盟している団体(以下、「加盟団体」という)は、約束手形の利用廃止に向けて、主要な会員企業の経営陣に直接働きかけるなど、会員企業における支払の現金化、または電子決済手段への移行を促進するとともに、受け取り側としても対応が出来るように努める。
- ・ 発注者は、手形等により下請代金を支払う場合、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払い期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを注文書等で示すよう努める。
- ・ 手形等の支払いサイトは、下請法対象の取引であるか否かを問わず、60日以内を目標として短縮化に努める。
- ・ 会員企業は、前述の取り組みを繊維業界内の企業間取引から進め、関連する他業界等の環境の整備状況、進捗状況等を勘案した上で、他業界にも対象範

囲を広げていく。

- ・ 自社が約束手形の利用廃止に向けて取り組む過程で、自社の売り上げ先(販売先)からの入金時期と発注先(仕入先)への支払時期のずれに起因する資金繰りの問題に対応するため、発注先(仕入先)に対し一方的な値下げ要求等をしない。

4. 知的財産の取扱いについて

- 発注者及び受注者は、特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等知的財産(以下「知的財産等」という。)に係る取引の適正化のため、振興基準に定める内容のほか、「知的財産取引の適正化について」(令和3年3月31日付け 20210319 中庁第6号)に基づき、取引を行うものとする。

(実施事項)

以下の点も念頭に取引を進める。

- ・ 発注者及び受注者は、知的財産等の取り扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努める。
- ・ 発注者は、契約上知り得た受注者の知的財産権等の取扱いに関して、受注者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行う。
- ・ 発注者は、受注者に対して秘密情報の提供や開示を強要してはならない。また、契約上知り得た受注者の知的財産等について無断で使用してはならない。
- ・ 受注者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。

5. 検査基準の取り決めについて

- 品質基準、検査基準については、お互いの責任範囲を含め、事前に発注者、受注者双方で十分に協議を行う。

(実施事項)

- ・ 発注者は事前に自社で設定している品質基準、検査基準等を明示したうえで、お互いの責任範囲等を含めて十分に協議を行う。

6. 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

- 受注者は、取引上の不満や問題があったとしても、取引への影響を考慮すると発注者に申し入れが出来ない場合がある。これを防ぐために、発注者（特に、

大企業)は、受注者が不満や問題について申し入れが出来るよう、環境の整備に努める。

(実施事項)

以下の点を念頭に、発注者は環境を整備する。

- ・発注者は、政府が実施する価格交渉促進月間に限らず受注者による価格交渉等の協議申し出があった場合には、遅滞なくこれに応じるものとするほか、調達部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置する等受注者が申し入れをし易い環境整備を行い、寄せられた情報については、匿名性を確保しつつ、全ての受注者との間で共有するよう努める。

6. パートナースhip構築宣言の促進（新規追加）

- 会員企業は、パートナースhip構築宣言の主旨を理解し、積極的に取り組みを進める。

(実施事項)

- ・会員企業の代表者宛に加盟団体長の名で要請文を発出するなど、会員企業におけるパートナースhip構築宣言の実施を促進することに努める。

II. 付加価値向上等に向けた取組み

1. 生産性向上のための取組み

- 繊維業界のサプライチェーンを構成する紡績・製糸・製織・編立・染色・加工、縫製、アパレル及び小売の各会員企業は、各工程における課題をサプライチェーン全体の課題として把握し、生産性向上に取り組む。

(実施事項)

以下の点を念頭に、生産性向上のための取組みを進める。

- ・会員企業はそれぞれの工程における稼働率向上のための取組み、及び取引における生産計画などに関する情報の共有化に取り組む。
- ・発注者は事業者間における、生産性向上に関する課題解決に向けて、受注者企業への訪問や面談などの密なコミュニケーションに努める。

- ・会員企業は、サプライチェーン全体での付加価値向上等の観点から、各企業において適正な原価率及び利益を確保した上で、消費者に対する正価（プロパー価格等）の信頼性の維持・向上に努める。
- ・サプライチェーン全体の機能維持のために、事業継承が円滑に遂行されるよう、事業継続に向けて、発注者は受注者と対話した上で経営改善の支援、後継者の育成、引継ぎ先のマッチング支援等積極的な対応を行う。
- ・サプライチェーン全体を通じて、天災等の緊急事態への事前対応として、発注者は受注者と連携して、BCP（事業継続計画）の策定、BCM（事業継続管理）の実施に努め、また、事後対策として、発注者は受注者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努める。
- ・両団体は、各取組みをベストプラクティスとして可能な範囲で会員企業に共有を図る。

2. 人材育成・教育の推進

- 繊維業界においては、企画・販売をはじめとして、女性の活躍が不可欠である。最終消費者のニーズを踏まえた業界全体の活性化のためにも、企画・販売に加え経営層・管理者層或いはマーチャンダイザーなどの職においても女性が活躍できるよう、環境整備や意識改革を進めていく。また、技術及び経験を持った高齢者の雇用の拡充等を積極的に検討していく。
- 会員企業においては、サプライチェーン全体への適正取引の推進のため、下請代金法の運用基準や下請振興法に基づく振興基準の改正等を踏まえ、業務ルール等の見直しを行うとともに、社内への周知徹底を図る。

（実施事項）

- ・女性及び高齢者が活躍する環境整備や意識改革を進めるため、会員企業は自主点検を行い、その結果を踏まえて、社内ルールやマニュアルの整備・見直しを行う。
- ・会員企業は、適正取引に関する勉強会等を実施する。

Ⅲ. 普及啓発活動の推進

- 繊維業界のサプライチェーン全体への適正取引の推進のため、自主行動計画の取組みを幅広く周知に努める。両団体の会員外の団体・企業への周知も不可欠であることから、両団体及び会員企業は経済産業省の協力を得ながら会員企業の取引先への周知等も通じ、非会員企業を含め自主行動計画の取組み内容について普

及を図るよう努める。

- 発注者は、自社製品の発注に関し、受注者が更に他の企業に発注する場合（当該他の企業が更に他の企業に発注する場合も含む）、当該受注者に対し、発注者の立場として本取組を確実に実施するよう求めるとともに、自社製品に係る当該受注者に至るまでのサプライチェーンにおいて、本取組が適切に行われていることを確認し、保証を求める。

（実施事項）

- ・両団体は、自主行動計画に掲げる各項目をサプライチェーン全体に浸透させるため、SCM推進協議会が行う全国各地でのTAガイドライン等に関する説明会を通じて、自主行動計画の取組内容の周知を行い、サプライチェーン全体への適正取引の浸透を図る。
- ・会員企業は、独占禁止法、下請代金法等の法令及び繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドラインについて、勉強会等を開催するなど取引先を含めコンプライアンスの徹底を図る。
- ・会員外の団体・企業に対しては、改正された下請代金法及び下請振興法の振興基準などの経済産業省による周知と連携しながら、自主行動計画の普及に努めていく。
- ・直接・間接を含め発注者に係る団体（以下「発注側団体」という。）は、加盟企業及び関係事業者等に対し、「責任あるサプライチェーン」の考え方を含め、発注者の社会的責任等について講習会、説明会等を実施する。
- ・発注側団体は、会員企業からの定期的な報告により、会員企業におけるサプライチェーン全体を通じた取引適正化の取組状況や法令遵守状況等をモニタリングし、必要に応じ会員企業に適切な指導や支援を行う。

IV. 自主行動計画のフォローアップ

- 適正取引の推進には、両団体の会員各社における個々の取引に定着させることが重要である。そのため、両団体は中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画の進捗状況について、定期的にフォローアップすることにより把握を行う。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、各社の取引慣行の改善を進める。

(実施事項)

- ・取引慣行の改善を進めるために、加盟団体は、団体の実態に即した形で会長・理事長等が直轄する「取引適正化推進委員会」（仮称）を設置する。
- ・取組み内容に関し、団体は会員企業に対して聞き取り調査及びアンケート等により、実施状況についてのフォローアップ調査を行う。
- ・検証結果をもとに、必要に応じ自主行動計画の見直しを行う。特に、「約束手形」の廃止等支払い条件の改善のための取組については、金融業界での対応状況や他業界での状況を踏まえ、令和6年に中間的な評価を実施し、必要な見直しを行う。

以 上

(別紙)

改訂の経緯

■平成30年7月24日改訂

繊維産業において、外国人技能実習について法令違反の事例が多数発生しており、業種別では最多となっている。これは、法令違反を犯した個々の事業者の法令遵守の問題のみならず、繊維業界全体の信頼に関わる、極めて由々しい事態である。この問題には、法令違反を犯す企業の法令遵守意識の欠落はもとより、技能実習生等の適正な賃金や労働環境等を確保するには低すぎる発注工賃となっていること、更には、発注者が製品の自社に至るまでのサプライチェーン全体における法令遵守、取引条件等の実態について把握できていないことが背景にある。また、適正でない状態で製造された製品を消費者に提供している場合には、発注者に直接の法令違反がないとしても、企業の社会的責任（サプライチェーンに対する責任）が果たされていない状況が生じている。

こうした事態の適正化に向けて、日本繊維産業連盟、繊維産業技能実習事業協議会を経済産業省との共同事務局として運営し、同協議会は、技能実習の適正な実施などに向けて繊維業界として講ずべき取組等について協議を行い、平成30年6月に「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定した。この取組においては、自主行動計画における「適正取引」への取組みの更なる改善に資する内容を含んでおり、これを反映させるため改訂を行うものである。また、本改訂に当たっては、業種別の取引実態を踏まえて、取引適正化の観点から関係者で協議を行い、TA ガイドラインの中に縫製業及び染色加工業に関する内容を盛り込むこととした。

■平成31年4月26日改訂

中小企業庁による「自主行動計画」の取組状況のフォローアップ調査や、政府として下請中小企業の取引実態を把握するための取引調査員（通称「下請 G メン」）による下請中小企業ヒアリングを通じて把握した取引上の課題等を基に、サプライチェーン全体での更なる「取引適正化」、下請等中小企業の取引条件改善に向けて、下請中小企業振興法第3条第1項に基づく「振興基準」の望ましくない取引慣行の是正や、「働き方改革」、「事業継承」や「天災等」への対応などを踏まえた所要の改正が行なわれたため、これらを反映させるために改訂を行なうものである。

■令和3年9月10日改訂

令和2年6月29日に「未来志向型の取引慣行に向けて」が改訂され、既存の重点3課題「価格決定方法の適正化」、「コスト負担の適正化」、「支払条件の改善」に加え、「知財・ノウハウの保護」と「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」が追加され、この重点5課題への対応等を通じた取り組みが求められた。これらを踏まえ、令和3年3月31日に(1)知的財産の取扱い、(2)手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善、(3)フリーランスとの取引、(4)親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備などについて振興基準が改正されたことに伴い、繊維業界の実情を鑑みつつこれらの課題を反映させるための改訂を行った。

■令和4年8月26日改訂

令和4年2月22日の「第三回中小企業等の活力向上に関するWG」における取引環境の改善に向けた自主行動計画の改定などの要請、また、7月29日付「振興基準」の改正を踏まえ、「約束手形の利用廃止に関する事項」、「パートナーシップ構築宣言に関する事項」、「価格交渉促進に関する事項」について、繊維業界の実情を鑑み改訂を行った。

■令和5年7月10日改訂

令和5年3月17日開催の中小企業政策審議会、取引問題小委員会において、中小企業庁より下請Gメンのヒアリング結果を踏まえ、取引対価、価格交渉、短納期発注、分割納入、支払条件、歩引き等、検査基準、知的財産の保護、の8項目について指摘されたことを受け、改定を行った。

繊維業界における自主行動計画の徹底プラン

委員各位

2023年7月10日
日本繊維産業連盟
繊維産業流通構造改革推進協議会

中小企業庁より、2023年度に行った下請Gメンのヒアリングの結果、繊維業界では、「取引対価」、「価格交渉」、「短納期発注」、「分割納入」、「支払条件」、「歩引き等」、「検査基準」、「知的財産の保護」について、自主行動計画に記載があるものの、その対応が不十分であることが確認された、との指摘を受けて、自主行動計画での記載事項の更なる徹底、遵守を図るため、両団体に所属する団体及び加盟企業においては代表者を中心に以下の事項の徹底に取り組むこととする。

当徹底プランの遂行に向け、各社とも、自社内のみならず取引先に対しても周知を行う。また、各団体における「取引適正化」について議論する委員会において、各事項の実施状況について確認を行う。

1. 取引対価について

1) 指摘事項

- ・合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含むものとなるよう、自主行動計画で謳われているとおり、取引先上位企業にも働きかけつつ、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定されることが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・販売価格からの逆算で加工賃の設定を行わないこと。
- ・定番商品（継続生産品）であっても前回踏襲で加工賃の設定を行わないこと。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・販売価格を設定する際は、労務費、原材料費、エネルギー価格などのコストも踏まえ、各段階の加工賃を考慮した上で決める。

2. 価格交渉について

1) 指摘事項

- ・定期的な協議の場だけでなく、労務費、原材料費、エネルギー価格などのコスト上昇があった場合は、十分な協議が行われることが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・労務費については、取引先において自助努力で解決すべき部分として、交渉や転嫁自体を拒否すること。
- ・取引先からの提案内容を確認せずに、「他の取引先は言っていない」といった外形的な理由のみで拒否すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・受注者から経済情勢に大きな変化やエネルギーコストの上昇、人手不足、最低賃金の引上げ、物流費の上昇等に伴う取引価格、その他材料費をはじめとする取引条件の見直しの要請があった場合には、これらの影響を勘案し、事業者間で十分に協議を行った上で取引価格等を決定する。
- ・人件費や電気代についてフォーマットを作成し、新たに価格交渉の基礎資料とする。

3. 短納期発注について

1) 指摘事項

- ・下請法、下請振興法対象外取引においても、生産に必要なリードタイムを十分に考慮し、追加費用が発生する場合には、発注者が適正に負担することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・転注等、取引上の優位性を利用するような交渉は行わないこと。

②各社において可能な限り実施すべき事項

- ・発注者は、法定時間以上の残業が発生しないよう生産に必要なリードタイムを考慮するとともに、時間外手当、物流費等の追加コストを勘案するなど受注者と十分に協議を行った上で取引価格を決定する。

4. 分割納入について

1) 指摘事項

- ・発注した物品等を分割して納品させる場合には、仕様等の変更となることから、受注者に損失を与えないよう十分に配慮し、追加費用は発注者が負担することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・発注者の事情により分割して納品させる場合は、受注者の負担になるような行為は行わない。

②各社において可能な限り実施すべき事項

- ・発注者の事情により分割して納品させる場合は、受注者の負担にならないよう配慮し、保管費用、物流費など追加費用は発注者が負担する。

5. 支払い条件について

1) 指摘事項

- ・下請法及び下請振興法の対象となる取引については、受領後 60 日以内において定める支払期日までに下請代金が支払われることが必要。
- ・下請法及び下請振興法の対象取引について、手形等の支払サイトは 60 日以内。
- ・下請法及び下請振興法対象外の取引についても、支払期日が短縮されることが望ましい。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・下請法対象外の取引であっても下請法を遵守しない取引は行わない。
- ・支払いサイト 60 日超の手形は発行しない。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・すべての取引において代金の支払いは、受領後 60 日以内とする。
- ・下請法対象外の企業との取引においても、下請法の精神を遵守することとする。
- ・自主行動計画の主旨を理解し、遵守することとする。
- ・2026 年度末の約束手形の利用廃止により、業界団体は加盟企業に対し中企庁の目標である電子受発注システムの 2023 年中に導入率の約 5 割に向けた導入に向け取り組む。

6. 歩引きについて

1) 指摘事項

- ・自主行動計画に謳われているとおり、不合理な取引を排除すべく取引先と協議を行った上で、適正に価格を決定することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・歩引き取引(歩引き以外の名称で行われる取引であって歩引きに相当する取引を含む)は、一切行わないこととする。

7. 検査基準

1) 指摘事項について

- ・親事業者は、納品の検査の実施方法等について、あらかじめ下請事業者と協議して定めることが必要。下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、給付をやり直させることはできないことを徹底することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・不良品が生じた場合の責任範囲が不明瞭な契約は締結しない。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・契約に不良品が生じた場合の責任範囲についても盛り込む。

8. 知的財産の保護について

1) 指摘事項

- ・模倣が容易に行われやすいなど、繊維における取引の特徴を踏まえ、知的財産の取引適正化のため、具体的な取り組みを自主行動計画に定めて遵守していくことが望ましい。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・他社のノウハウを無断で使用することはしない。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・自社のノウハウに係る部分は、取引先であっても提出する際は秘密保持契約を締結するようにする。

以 上

繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン

JTF Japan Textile Federation
日本繊維産業連盟

繊維産業における 責任ある 企業行動 ガイドライン

- 中小企業を主な対象とした世界初のデュー・ディリジェンス(DD)・ガイドライン。
- 労働者の人権に特化。
- 日本固有の問題（外国人技能実習制度、取引適正化）についても記載。
- 手続きのみならず、確認すべき具体的な項目についても解説。
- DD初心者向けに具体的確認事項を例示した「チェックリスト」を用意。

<https://jtf-net.com/index.htm>

目 次

第一部 本ガイドラインの目的・概要

第二部 自社内における確認と取り組み

国内サプライヤー（下請）が自ら襟を正す

別途サポートツールを作成

第三部 取引先との関係における確認と取り組み

サプライチェーン管理の視点から見てチェックすべき点と取引先への対応方法
デュー・ディリジェンスの本質的部分

第四部 人権デュー・ディリジェンスの全体像

取り組みの報告・公表も重要
救済措置の導入が今後の課題

【別紙 1】主要な国際人権条約・国際労働条約に含まれる国際人権の内容

【別紙 2】グッドプラクティス事例

【別冊】チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 強制労働 | 6. 外国人労働者、外国人技能実習生 |
| 2. 結社の自由、団体交渉権 | 7. 労働安全衛生 |
| 3. 差別 | 8. 賃金 |
| 4. 児童労働 | 9. 労働時間 |
| 5. ハラスメント | 10. 取引適正化関係 |